

## 第4章 施策の方向性

---



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール  
【小学生の部】 優秀賞 作品名：学んで良かった ありがとう  
公郷小学校 4年1組 かまたき 鎌滝 りおな 理桜菜 さん

## 本章の読み方

この章では、施策の方向性、現状と課題、地域別意見交換会等で示された好事例、計画期間における各主体の取り組みについて、以下のように記載しています。

基本目標のタイトル

### 第4章 施策の方向性

施策の方向性の  
タイトル

#### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進 ●

##### ● (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

###### 施策の方向性

地域における重層的な人と人とのつながりの中で、日常的な困りごと（地域の生活課題）に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

地域住民が持つ「地域のためにできることをやりたい・やってみたい」という思いを応援し、大小問わず様々な活動や選択肢の創出をサポートしていきます。

高齢者や障害者だけでなく、社会で生活している人たち誰もが福祉の対象です。福祉を覆っている固定概念、「意識のバリア」を打ち破り、だれもが福祉の一員であるという意識を醸成していきます。

施策の方向性を  
記載しています

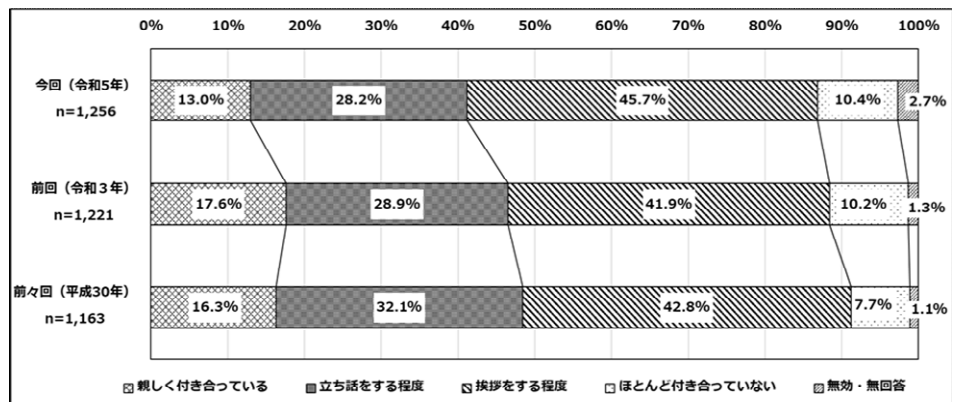
###### 現状と課題

市民アンケート調査結果では、問13「どの程度、近所付き合いをしていますか。」という問いに対して約74%が「立ち話をする程度」(28.2%)、「挨拶をする程度」(45.7%)と回答しました。「親しく付き合っている」という回答は13.0%でした。

現状と課題を記載  
しています

現状と課題の把握  
に使用したデータ  
も併せて記載して  
います

《図表22》



### 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 地域支え合い協議会が主催して、「わたしが支える町はわたしを支えてくれる町」と題した講演会を開催しました。町内会長が講演者となり、支え合いの大切さを地域全体で改めて考えるきっかけとなりました。



講演会の様子（地域支え合い協議会主催）

### 計画期間における各主体の取り組み

#### ◎地域住民の取り組み

- ・ 声かけ、あいさつなど、地域とつながる取り組みをします。
- ・ あいさつなど気負わずできる活動を通して、顔が見える関係づくりを行い、お互いの存在を感じ合うことのできる地域を目指します。
- ・ 地域の行事に声をかけあって参加します。

#### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 自分で情報を入手することが難しい人に対して、地域情報を伝えます。
- ・ 地域の行事などに参加することで、顔が見える関係をつくります。

#### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ さまざまな地域資源と連携した事業の展開に向け、協議の場づくりを進めます。
- ・ 各地域における見守り体制の整備と支援を必要とするすべての地域住民が相互にたすけあい活動ができる仕組みづくりを行います。

#### ◎行政の取り組み

- ・ 地域に足を運び、地域資源の情報収集を行い、地域のことを一緒に考え、思いをつなげる生活支援コーディネーターを市及び地域包括支援センターに配置します。
- ・ 地域で暮らす様々な立場や組織の関係者が交わる場を支援し、顔が見える関係や連携体制づくりを進めます。

地域別意見交換会等で示された好事例を紹介しています

施策の方向性の実現に向けた各主体の取り組みを例示しています（既に行われている取り組みも含みます）

## 第4章 施策の方向性

### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

#### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

##### 施策の方向性

地域における重層的な人と人とのつながりの中で、日常的な困りごと（地域の生活課題）に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

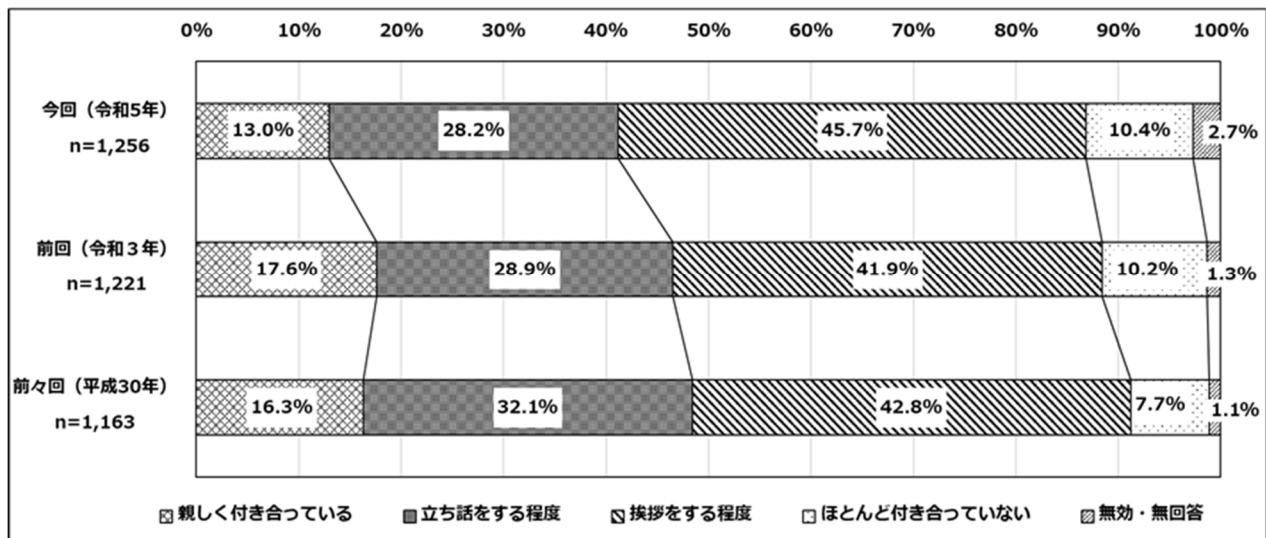
地域住民が持つ「地域のためにできることをやりたい・やってみたい」という思いを応援し、大小問わず様々な活動や選択肢の創出をサポートしていきます。

高齢者や障害者だけでなく、社会で生活している人たち誰もが福祉の対象です。福祉を覆っている固定概念、「意識のバリア」を打ち破り、だれもが福祉の一員であるという意識を醸成していきます。

##### 現状と課題

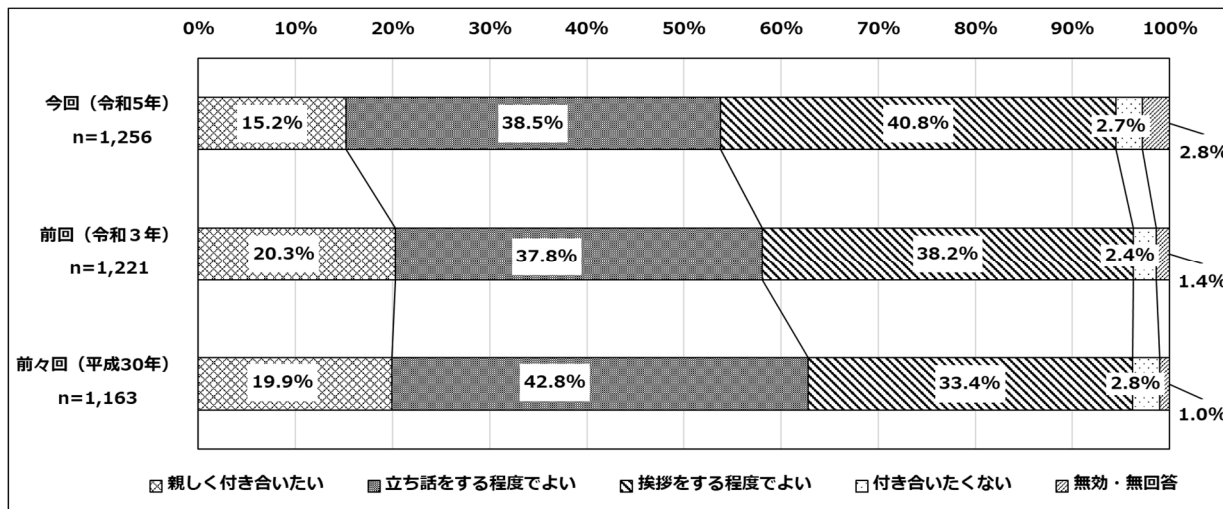
市民アンケート調査結果では、問13「どの程度、近所付き合いをしていますか。」という問いに対して約74%が「立ち話をする程度」(28.2%)、「挨拶をする程度」(45.7%)と回答しました。「親しく付き合っている」という回答は13.0%でした。

《図表23》



問14「今後、どの程度、近所付き合いをしたいと思いますか。」という問いに対して約79%が「立ち話をする程度でよい」(38.5%)、「挨拶をする程度でよい」(40.8%)と回答しました。「親しく付き合いたい」という回答は15.2%でした。

《図表24》



また、地域別意見交換会等では、「世代を問わず地域のつながりが希薄化している。」という意見や「地域のイベントが日常的なつながりの生成に結び付いていない。」という意見がありました。

これらの結果から、地域における支え合いの基盤づくりや支え合い活動への支援が課題となっていると考えられます。

## 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 地域支え合い協議会が主催して、「わたしが支える町はわたしを支えてくれる町」と題した講演会を開催しました。町内会長が講演者となり、支え合いの大切さを地域全体で改めて考えるきっかけとなりました。



講演会の様子（地域支え合い協議会主催）

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 声かけ、あいさつなど、地域とつながる取り組みをします。
- ・ あいさつなど気負わずできる活動を通して、顔の見える関係づくりを行い、お互いの存在を感じ合うことのできる地域を目指します。
- ・ 地域の行事に声をかけあって参加します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 自分で情報を入手することが難しい人に対して、地域情報を伝えます。
- ・ 地域の行事などに参加することで、顔が見える関係をつくります。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ さまざまな地域資源と連携した事業の展開に向け、協議の場づくりを進めます。
- ・ 各地域における見守り体制の整備と支援を必要とするすべての地域住民が相互に助け合い活動ができる仕組みづくりを行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 地域に足を運び、地域資源の情報収集を行い、地域のことを一緒に考え、思いをつなげる生活支援コーディネーターを市及び地域包括支援センターに配置します。
- ・ 地域で暮らす様々な立場や組織の関係者が交わる場を支援し、顔の見える関係や連携体制づくりを進めます。
- ・ 地域における様々な相談に対して、解決に向けた支援ができるように行政センターの機能強化を図ります。

### ○○ 町内会・自治会とは ●○

町内会・自治会は、地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる、住みよいまちづくりを目指し、地縁として自主的に結成・運営している団体です。

最近では、近所付き合いが希薄になっている傾向も見受けられます。町内会・自治会はさまざまな活動を通じて、触れ合い、話し合い、協力し合い、お互いの顔が見える関係を築きながら、親睦や交流を深め、連帯感を培う場になっています。

#### 【活動の一例】

- ・ 防災・防犯活動（防犯パトロール、自主防災活動、消火器の設置・管理など）
- ・ 交流活動（運動会、盆踊り、夏祭り、市広報紙や町内会報の配布など）
- ・ 社会福祉活動（登下校時の子どもの見守り、赤十字活動、敬老行事など）
- ・ 環境美化活動（公園や道路、海岸などの清掃、集団資源回収、ごみ集積所の管理など）

## (2) 地域における健康増進の取り組みの支援

### 施策の方向性

市民が自分自身の健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むよう支援していきます。また、さまざまな人々と交流する機会や社会活動に参加する（社会参加）ことは、健康状態の維持向上に大切だということがわかっています。そのため、健康を維持するための食習慣や運動習慣といった生活習慣の改善に加えて、地域や社会とつながることの大切さを伝え、地域全体が健康になるよう取り組んでいきます。

### 現状と課題

健康・食育推進プランよこすか市民アンケート調査結果では、健康のために主に行っていることがない人の割合が30.7%となっています。

また、地域の人々とのつながりが強いと思う人の割合が32.4%、地域活動に参加している割合は38.9%です。

また、地域別意見交換会等では、「高齢者の健康寿命を延ばす支援をしてほしい。」という意見がありました。

これらの結果から、地域における健康に関する事業のさらなる情報発信と健康づくりに関連したボランティアの育成・支援が課題となっていると考えられます。

### 地域別意見交換会等で示された好事例

健康づくりに関連したボランティアは、食生活・運動習慣などの生活習慣の改善や身体活動の機会の提供、社会参加の場の提供、食育活動等を行い、地域全体が健康になるように取り組んでいます。

### 計画期間における各主体の取り組み

#### ◎地域住民の取り組み

- ・ 地域で行われている活動に積極的に参加します。
- ・ 地域のラジオ体操に参加します。
- ・ 健康診断を受けるなど自らの健康について振り返ります。



### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 支援が必要な人について、行政とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めます。
- ・ 地域住民を対象とした講演会を開催するなど、地域における仲間づくりを進めます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 同じ悩みや不安をもつ人の解決に向けて活動する組織づくりの支援を行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 健康に関するボランティアの育成と活動支援を行います。
- ・ ラジオ体操活動団体の登録や活動の支援を行います。

## ○● 健康増進に関わるサポーター等の取り組み ●○

### ◎ヘルスマイト（食生活改善推進員）の取り組み

ライフステージに応じた食育や健康づくりを地域で推進するため、調理実習の実施や共食の場の提供に取り組んでいます。

### ◎フレイルサポーターの取り組み

地域においてフレイルチェックを行い、その予防活動を通して地域住民の健康をサポートしています。

### ◎介護予防サポーターの取り組み

地域において運動やレクリエーションなどを通じた介護予防活動ができるよう、取り組んでいます。

### (3) 地域における交流の促進

#### 施策の方向性

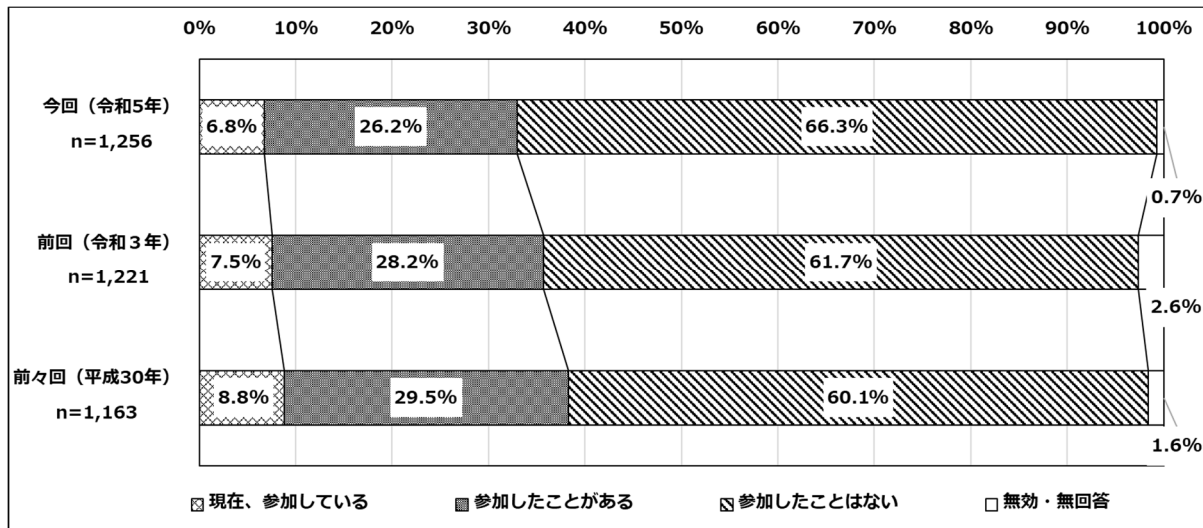
核家族化が進み、地域における近所付き合いや助け合いが希薄化する中、多世代交流は豊かな人間関係を築く機会となります。

地域の人々が気軽に立ち寄り、交流の輪を広げ、そこで出会った仲間と楽しみながら暮らすことができる交流の場づくりや外出しやすい環境づくりに取り組みます。

#### 現状と課題

市民アンケート調査結果では、問31『福祉』の分野に限らず、ボランティア活動などの地域の活動（以下、「地域活動」という。）に参加したことがありますか（過去10年以内）。という問いに対して、「現在、参加している」（6.8%）、「参加したことがある」（26.2%）を合わせると33.0%、「参加したことはない」が66.3%となっています。

≪図表25≫



また、地域別意見交換会では、「地域住民が気軽に集える場がない。」「青少年の家や幼稚園など地域の施設が閉鎖されてしまい、集まる場所がなくなる。」という意見や「自宅まで車が入れないため、交流拠点に行けない人がいる。」という意見がありました。

これらの結果から、交流の場づくりとともに外出しやすい環境づくりが課題となっていると考えられます。

## 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・そこに行けば誰かに出会える、地域の中でほっと一息つけるようなサロンやコミュニティカフェがあります。そこでは、子どもから高齢者まで世代を超えた交流が生まれています。
- ・地区ボランティアセンターの開所時間を小学生の下校時間に合わせ、地域の見守り活動の場とする試みがあります。



コミュニティカフェの様子

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・商業施設等においては、障害のある人が施設を利用しやすいように車椅子マークのある駐車場は利用を控えるといった配慮をします。
- ・広報よこすか、町内会・自治会の掲示板・回覧板で得た地域の情報を共有します。
- ・地域の行事に声をかけあって参加します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・地域行事に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・福祉施設・関係機関の開放日などを利用して、地域住民に施設・機関の役割を知ってもらい、地域の一員として仲間づくりを進めます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉の活動拠点である地区ボランティアセンターの機能を強化し、様々な人が気軽に立ち寄り、居場所にできるような場として住民が主体的に活用できるよう支援します。
- ・地域における多様な住民の交流の場づくりや活動を支援するとともに情報発信を行います。

## ◎行政の取り組み

- ・地域の活動や集まりの場に出向き、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・地域における困りごとや好事例を共有する場をつくります。
- ・地域活動の参加のきっかけとなるような講演会、研修会、講座等を開催します。
- ・外出しやすくなる環境づくりに努めます。

## ○● 横須賀市における地域福祉活動拠点の紹介 ●○

### ◎ 地区社会福祉協議会（地区社協）

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域住民自らが自分たちの生活する地域の福祉ニーズや生活課題を主体的に捉え、問題解決に向けて地域住民が安心して暮らすことのできる、住みよいまちづくりを目指して自発的に活動する住民組織です。

横須賀市内には現在18の地区社会福祉協議会があります。

#### 【活動の一例】

- ・サロン活動（高齢者、子育て世帯）
- ・健民運動会
- ・共同募金事業

### ◎ 地区ボランティアセンター

市内には、18の地区社会福祉協議会があり、それぞれの地区でさまざまな福祉活動に取り組んでいます。そのうち、17地区にボランティアセンターがあり、ボランティア相談員やコーディネーターがボランティア活動の受給調整や地域での困りごと相談に応じています。

また、地域福祉の活動拠点として同じ地域に住む方々の交流を深めています。

#### 【活動の一例】

- ・サロン活動（高齢者、子育て世帯）
- ・小・中学校での車いす等の体験学習
- ・草刈り
- ・傾聴・茶話会
- ・ごみ出し
- ・付き添い
- ・登下校見守り

### ◎ よこすかボランティアセンター

よこすかボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の想いをつなぐ橋渡しをはじめ、関係機関・団体との協働により、様々な地域福祉活動に取り組んでいる市社会福祉協議会内の組織です。

#### 【活動の一例】

- ・ボランティア活動の支援
- ・講座、イベント等の実施
- ・活動室、福祉機器等の貸し出し

### ◎ 市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターは、福祉、社会教育、まちづくり、文化、環境、国際、災害救援など、あらゆる分野の市民公益活動をサポートする施設です。

#### 【活動の一例】

- ・ 交流イベントの実施
- ・ 交流、活動、情報発信の場の提供
- ・ 市民活動に関する相談への対応
- ・ 市民活動団体データベースの公開

### ◎ 生涯学習センター（まなびかん）

生涯学習センター（まなびかん）は地域住民の多様な学習ニーズに対応できる場及び機会の充実を図るための本市の生涯学習振興の拠点となる社会教育施設です。

生涯学習の場として、「市民大学」を中心とした講座などの実施、生涯学習情報の収集・提供・生涯学習の相談を行うとともに、施設の貸し出しも行い、地域住民に学習の機会を提供しています。

また、資格等の検定試験、講演会、学会や研究会などの会場としても利用できます。

#### 【活動の一例】

- ・ 横須賀市市民大学（講座）の実施
- ・ 学習設備の貸館（有料）
- ・ 学習施設の開放
- ・ 学習に関する相談への対応

### ◎ シルバー人材センター

シルバー人材センターは、60歳以上の高年齢退職者等に就業機会を提供して、高年齢者の能力の積極的な活用を図るようにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人です。

会員は、働いた仕事量に応じて配分金を受け取ることができるほか、各種の技能・技術講習を受けることができます。

#### 【業務の一例】

##### 《一般家庭》

- ・ 除草、草刈り
- ・ 植木・剪定
- ・ 整理収納
- ・ 家事手伝い

##### 《民間企業、公共事業》

- ・ 施設管理
- ・ チラシ配布
- ・ 経理事務
- ・ 受付事務

## (4) 地域における見守り体制の充実

### 施策の方向性

認知症高齢者の増加や障害者・子どもへの虐待、孤独死・孤立死など、地域で起きているさまざまな課題を早期に発見し対応できるよう、身近な地域における見守り活動を引き続き支援します。

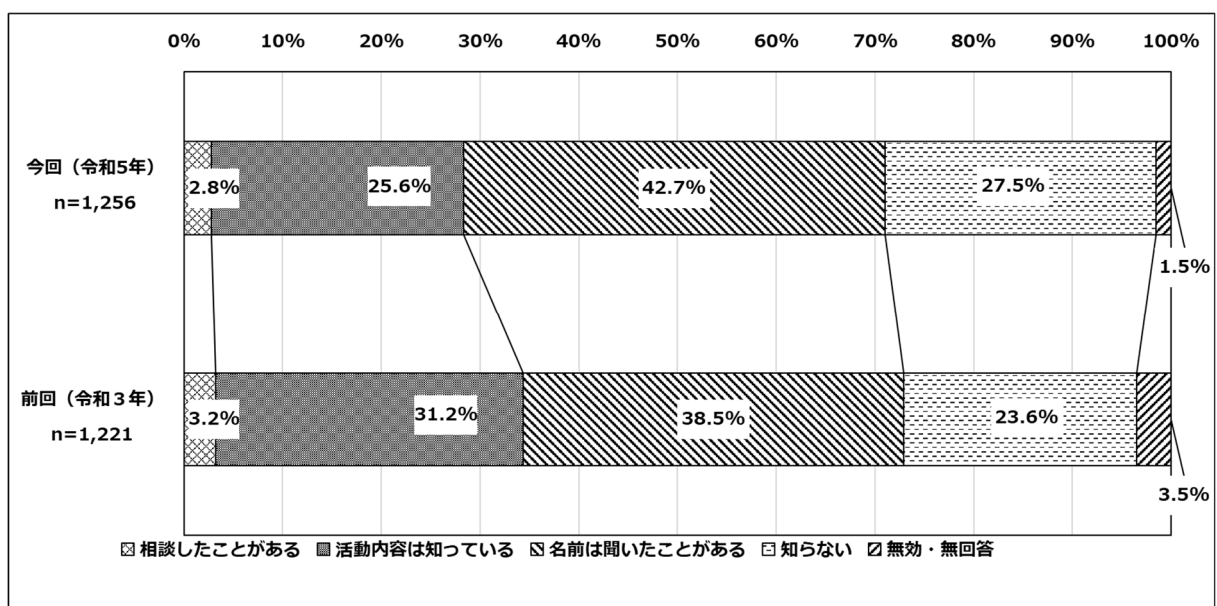
「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現のため、既存の見守り体制へ支援を行うとともに民間事業者との見守り協定等により新しい担い手を確保し、重層的な見守り体制の充実に努めます。

### 現状と課題

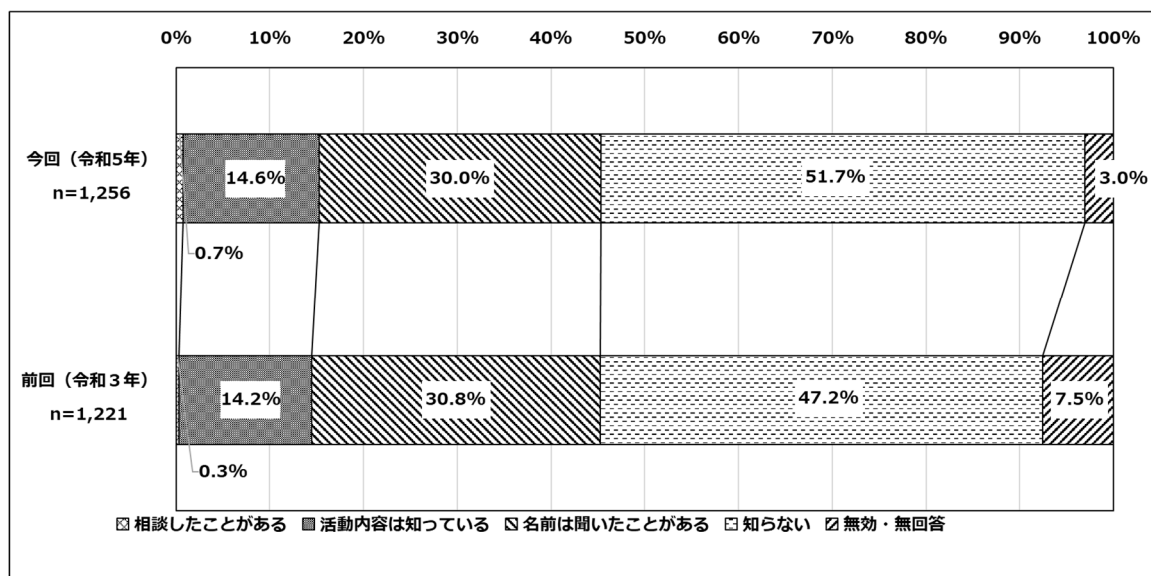
孤独死・孤立死などの防止のため、個人宅を訪問する機会のある民間事業者等と地域の見守り活動に関する協定を締結しています。

市民アンケート調査結果では、問16「民生委員児童委員、社会福祉推進委員を知っていますか。」という問いに対して28.4%が「民生委員児童委員に相談したことがある」(2.8%)、「民生委員児童委員の活動内容は知っている」(25.6%)と回答し、15.3%が「社会福祉推進委員に相談したことがある」(0.7%)、「社会福祉推進委員の活動内容は知っている」(14.6%)と回答しました。

《図表26 民生委員の認知度》



◀◀ 図表 27 社会福祉推進委員の認知度 ▶▶



また、地域別意見交換会では、「児童委員としての活動が地域に把握されていない。民生委員活動とともに周知に努めたい。」という意見、市社会福祉協議会部会員からは「毎日の見守りは不要かもしれないが、いざという時に連絡ができる頼れるシステム（事前登録でも良いので）があると助かる。」といった意見がありました。

これらの結果から、既存の見守り体制の充実とともに地域における見守り活動の新しい担い手の確保が課題となっていると考えられます。

**地域別意見交換会等で示された好事例**

- ・ 民生委員児童委員の欠員区域を、他の民生委員児童委員だけでなく、地区社会福祉協議会もフォローしています。
- ・ 集合住宅等で、高齢者がいる世帯のごみを同じ階の他の住民が持って行ったり、中学生が通学途中にごみ出しをしたりする仕組みがあります。
- ・ 買い物が不便な地域で、近隣住民同士や町内会・自治会等で場所を用意し、移動販売車を呼んでいます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 民生委員児童委員が「身近な相談相手」として住民の困りごとに気づき、必要な支援が受けられるように専門機関につながります。
- ・ 市社会福祉協議会から委嘱された社会福祉推進委員が、民生委員児童委員の活動を支援するとともに、町内会・自治会等の地域活動に協力します。
- ・ 民生委員児童委員、社会福祉推進委員、町内会・自治会等で連携しながら、地域住民を見守ります。
- ・ 町内会・自治会に加入していない住民にも情報共有を行います。
- ・ 自身が住まう地域の取り組みだけでなく、他の地域や団体の取り組みについても学びます。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 地域行事の周知に積極的に協力し、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 見守り協定締結団体等は、市民の生命の危険が予見される状況に遭遇した場合には警察や消防、市に通報します。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 各地域における見守り体制の整備と支援を必要とするすべての地域住民が相互に助け合い活動ができる仕組みづくりを行います。
- ・ 市と市社会福祉協議会が協力して、地域を超えて交流ができる場づくりを行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 福祉制度の周知啓発や地域資源に関する情報発信を行います。
- ・ 関係機関と連携して安否確認など適宜支援を行います。
- ・ 民生委員児童委員の活動内容の周知を図るため、研修会等を実施します。
- ・ 民生委員児童委員が住民から相談を受けた際、スムーズに専門機関につながることができるよう、研修の実施や情報提供などの支援を行います。
- ・ 市と市社会福祉協議会が協力して、地域を超えて交流ができる場づくりを行います。



## ○● 民生委員児童委員と社会福祉推進委員 ●○

### ◎ 民生委員児童委員

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域の様々な生活上の相談に応じ、支援につながるよう必要な情報提供等を行います。また、すべての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねていて、子育てに関する様々な相談や支援も行っています。

給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動しています。

#### 【活動の一例】

- ・ 支援を必要とする世帯などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集等）
- ・ 福祉サービスなどの情報提供
- ・ 支援が必要な人の相談への対応、助言
- ・ 行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」（見守り活動や安否確認等）

### ◎ 社会福祉推進委員

社会福祉推進委員とは、地域住民が共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進するため、市社会福祉協議会会長が委嘱した無報酬のボランティアです。

昭和23年(1948年)に全国で初めて「社会事業協力員制度」として創設されて以来、現在では市内各地域で約1,680人の社会福祉推進委員が活躍しています。

#### 【活動の一例】

- ・ 民生委員児童委員、町内会・自治会等の活動への協力
- ・ サロン活動等の企画・運営
- ・ 赤い羽根共同募金

## (5) 災害に備える地域づくりの促進

### 施策の方向性

大規模災害が発生した場合、時間的・物理的限界があり、行政による公的救助・支援のみでは災害時要援護者が迅速かつ安全に避難等を行うことができません。このため、自主防災組織を含めた地域における支援体制の充実に取り組みます。

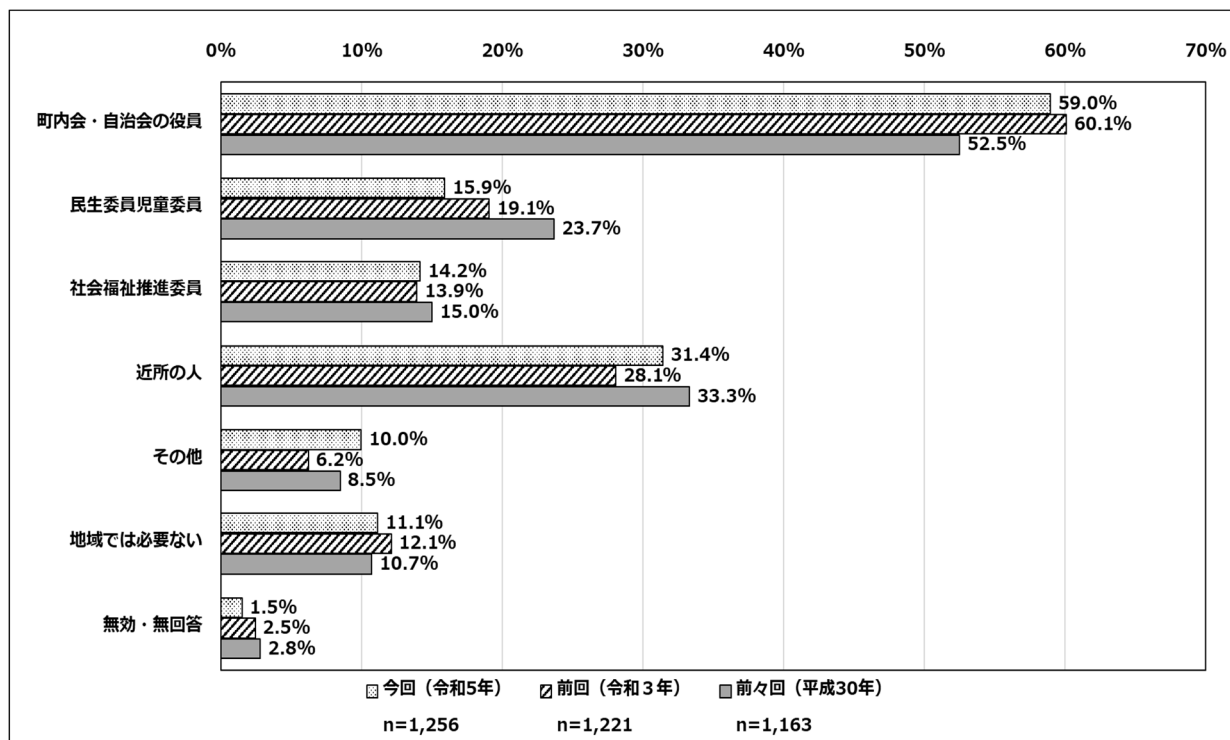
また、地域における支援体制の充実のためには日ごろからの交流が不可欠です。このため、地域における支援者への情報共有の仕組みづくりや防災訓練等を活用した顔の見える関係づくりを進めます。

### 現状と課題

市民アンケート調査結果では、問17「災害などの緊急時における連絡先等を地域では誰が把握しているのがよいと思いますか。」という問いに対して「町内会・自治会の役員」が59.0%と最も多く、次いで「近所の人」(31.4%)となっています。

「その他」の回答では「警察」、「市役所」、「友人」、「消防団員」、「親族」、「マンション役員／管理会社」、「職場」などがありました。

《図表28》



また、地域別意見交換会では、「災害時などに配慮が必要な人（障害者、ひとり親世帯等）を地域で把握できていない。」という意見や「災害時に、一人暮らし高齢者を避難させる方法がない。」という意見がありました。

新型コロナウイルス感染症の流行以前は、9割を超える自主防災組織が防災訓練を実施しており、参加者は3万人前後で推移していました。しかし、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、防災訓練の実施率が1割弱となり、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）も低迷しています。

防災訓練の実施率をコロナ禍前の水準に戻して、地域における支援体制の充実や顔の見える関係づくりを進めることが課題となります。

#### 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 災害時のライフラインが途絶えた状況を想定して防災釜を使用し、炊飯やみそ汁を作る給食訓練を実施しています。
- ・ 防災意識の高揚を目的として、防災施設や危険箇所を巡る防災ウォークラリーを防災訓練の一環として取り入れています。
- ・ 集合住宅の居住者台帳に血液型などの詳細な情報を書き加えることで、災害時への対応に役立てています。
- ・ 災害時要援護者支援を目的とした避難訓練を実施している町内会・自治会等もあります。
- ・ 避難訓練の際、障害者支援団体の職員を講師として招き、支援方法を学んでいます。

#### 計画期間における各主体の取り組み

##### ◎地域住民の取り組み

- ・ 平常時から地域の自主防災活動に参加し、地域における助け合いの仕組みづくりに積極的に関わります。
- ・ 災害時の対応の情報周知に努めるとともに、住民への当事者意識の浸透を徹底します。
- ・ 学校と交流しながら避難訓練を行うために、避難訓練の日程を調整するなどして、学校が協力しやすい体制をつくります。

#### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・被災後の状況に応じて、入所者、利用者の受け入れ等を行います。

#### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・市との協定に基づき、災害時ボランティアセンターの設置・運営を行います。
- ・災害ボランティアの養成及び災害時ボランティアセンターの機能向上に努めます。

#### ◎行政の取り組み

- ・災害時要援護者の支援を円滑に行うことができるよう地域における助け合いの仕組みづくりを今後も継続して進めていきます。
- ・市民への防災講演等の際には、災害時要援護者支援プランについて積極的に啓発していきます。
- ・避難所の設置・運営において福祉的な配慮がなされるよう、福祉避難所の運営等に取り組みます。



## 2 包括的・継続的な支援体制の充実

### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

#### 施策の方向性

高齢者、障害者、子ども・子育て等といった属性や生活困窮、虐待、ひきこもり、性的マイノリティ（LGBTQ+）、自殺、孤独死・孤立死等に係る既存の相談支援体制の充実や各相談窓口の連携強化を図ります。

一般就労が困難な在宅障害者の就労について、相談に応じながら引き続き推進します。

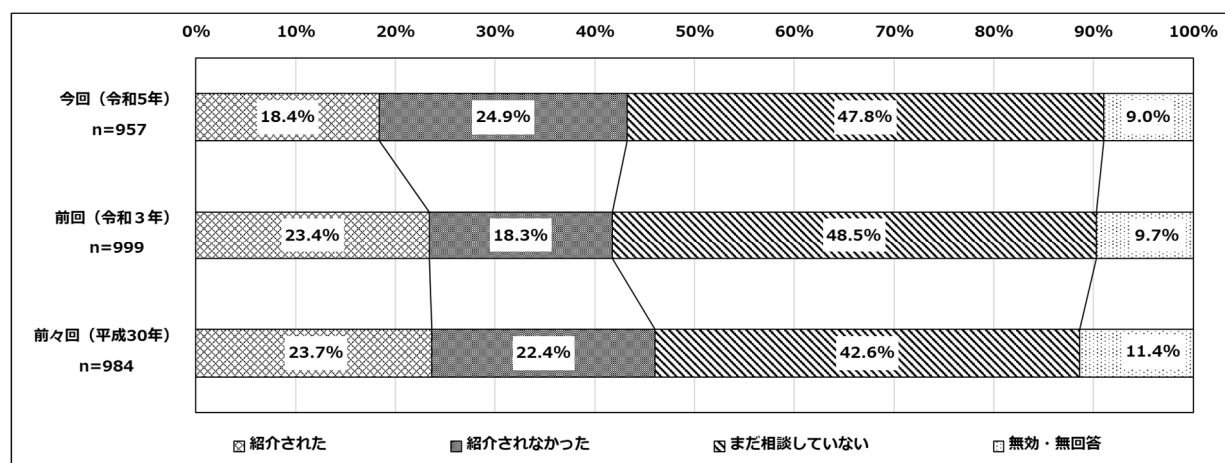
生活困窮世帯等に対し、引き続き自立のための相談支援を行うとともに貧困の連鎖の防止に努めます。

#### 現状と課題

令和5年（2023年）6月に実施した障害者福祉アンケートの調査結果では、「あなたは、現在、仕事をしていますか。」という質問への回答者1,170人のうち、775人（約66%）が「現在、仕事をしていない」と答えていて、そのうち330人（約43%）が「今後、仕事をしたい」と答えており、就労へのニーズの高さが読み取れます。

市民アンケート調査結果では、問29「地域生活の中で悩んだり、困ったりした時、相談した人から問題解決のために適切な窓口を紹介されましたか。」という問いに対して「まだ相談していない」（47.8%）が最も多い回答でした。

≪図表29≫



また、地域別意見交換会では、「緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいる。」という意見や「一人暮らしの障害者の中には、福祉サービスを受けるための申請書類が郵送されても記入できない人がいるので、相談支援事業所にも情報提供してほしい。」という意見、市社会福祉協議会部会員からは「相談しやすい場、環境の整備、制度、専門職育成などできる対策を行う必要がある。」といった意見がありました。

本市の自殺者数については平成14年（2002年）をピークに平成10年代（1998年代）は各年平均98人の自殺者数で推移していました。その後、自殺者数は減少傾向にありますが、令和4年（2022年）においては、68人の尊い命が自殺によって失われました。

また、令和4年度（2022年度）に実施した「こころの健康に関する市民意識調査」の結果では、およそ7人に1人が、これまでに本気で自殺を考えたことがあると回答されました。

平成31年（2019年）に横須賀市自殺対策計画を策定し自殺防止に向けて取り組んでおりますが、計画期間満了に伴う見直しを行い、本市の相談支援体制を強化し自殺防止対策を更に推進していく必要があります。

これらの結果から、各福祉分野における既存の相談支援体制の充実とともに、各相談窓口の連携強化が課題となっていると考えられます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 地域における多様な交流を通して困りごとに気づき、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政といった関連する相談窓口を紹介します。
- ・ あらゆる地域住民が参加できるような行事や活動を企画し、地域へ働きかけます。
- ・ 特技や趣味活動など、誰もが気軽に地域福祉活動へ参加できるきっかけをつくります。
- ・ 行事・催しの参加者にも、地域福祉活動への協力を募ります。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 多機関・多職種による各相談窓口の連携強化を図ります。
- ・ 地域包括支援センターや障害者相談サポートセンターは、高齢者、障害者の地域の相談支援機関として各種制度の案内や情報提供を行うほか、福祉関連の各種申請手続きに関する相談に応じます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・生活福祉資金貸付の相談・支援のほか、各種機関や団体等と連携して、利用できる制度の案内や情報提供を行います。
- ・職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など行政との連携強化を図ります。

### ◎行政の取り組み

- ・福祉の総合相談窓口「ほっとかん」では、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手とともに、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、課題の解決を図ります。
- ・頼れる身寄りがない低所得の高齢者等の最後の時の不安を解消し、権利と尊厳を守るために自宅など相談者の身近な場所で、葬儀・納骨などの死後事務の相談を行います。
- ・大切な個人の終活情報を預かり、いざという時には警察や病院等の照会に対応し、個人の意思を守ります。
- ・一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、制度の周知啓発、個人の能力に応じた就労の場の確保、職場定着に必要な援助等を行います。
- ・生活困窮世帯等に対し、引き続き自立相談支援や住居確保給付金の支給、食料支援等を行います。
- ・生活困窮世帯の子どもを対象とした、全日制高等学校へ進学するための学習支援を行い、貧困の連鎖を防止します。
- ・職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など市社会福祉協議会との連携強化を図ります。



### ○● 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ●○

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置しています。

### ○● 自殺対策の取り組み ●○

- ・引き続き、自殺対策計画に基づき、自殺防止に向けての取り組みを推進します。
- ・横須賀市立うわまち病院と横須賀共済病院と連携し、自殺未遂者支援に取り組み、自殺未遂をした人の再企図を防止し、一人でも多くの人の自殺を防止します。
- ・NPO法人等との協定を継続し、チャット等SNSを活用した相談や休日・夜間など相談窓口のない時間帯の相談にも対応できるよう相談体制の充実・強化を図ります。

## (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

### 施策の方向性

世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにある様々な困りごとを抱える人の課題解決のため、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

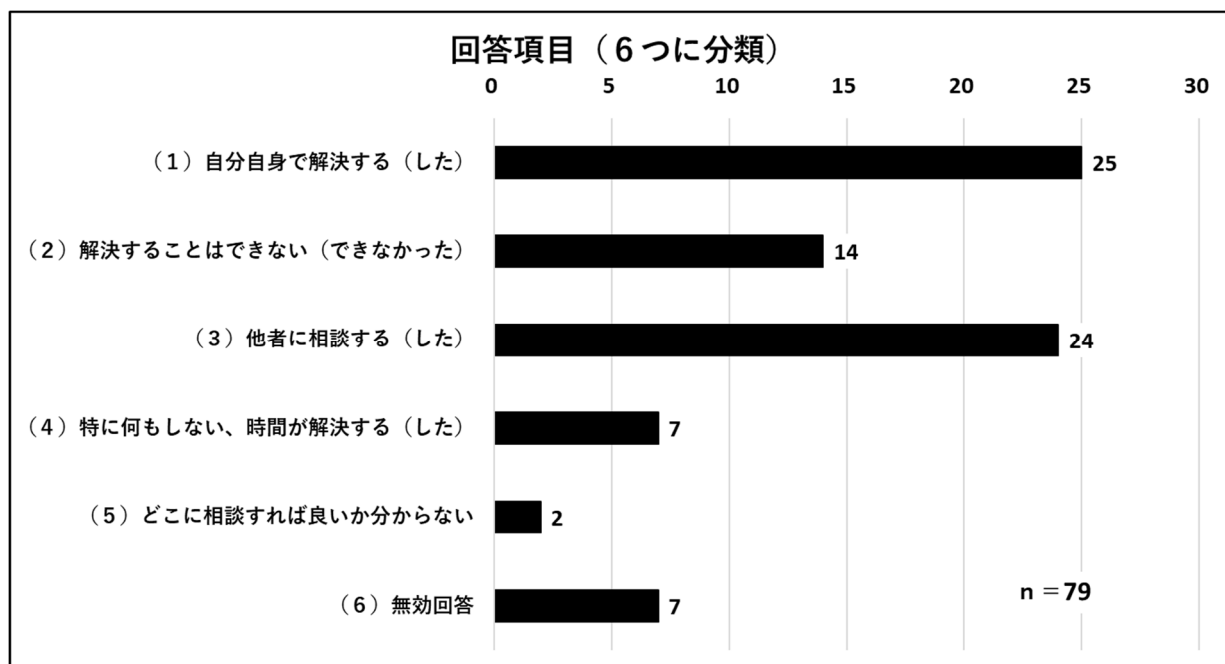
### 現状と課題

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、住民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りでは十分に支援できないことがあります。

主に介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える世帯で生活困窮と介護が同時に生じる「8050問題」など、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにある様々な困りごとを抱える人の課題解決のため、多機関が連携して支援を行うことが求められています。

市民アンケート調査結果では、問30「抱えている悩みをどう解決しますか（しましたか）。」という問いに対して79件の回答（自由記述）がありました。

《図表30》



【自由記述 ※一部抜粋】

- ・インターネットで、自身と同じ悩みを持っている人の意見を参考にしている。
- ・インターネットや行政の情報の中から、選択して対応した。
- ・地域包括支援センターに相談し、ケアマネジャーを紹介してもらい助かった。
- ・親、家族、職場、友人・知人、行政、専門家、警察に相談した。

また、地域別意見交換会では、「休祝日に時間を問わず対応してくれる窓口が欲しい。」という意見がありました。

これらの結果から、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる体制の拡充が課題となっていると考えられます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・地域における多様な交流を通して困りごとに気づき、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政といった関連する相談窓口を紹介します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・多機関・多職種による各相談窓口の連携強化を図ります。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・「よこすか協だより」やホームページなど様々な広報媒体により福祉制度や相談窓口の情報提供を行い、困りごとを抱えている人が適切に相談できるよう相談支援を行います。
- ・認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。

### ◎行政の取り組み

- ・福祉の総合相談窓口「ほっとかん」では、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにある様々な困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携し、課題の解決を図ります。
- ・福祉LINE相談や日曜日の生活困窮相談、夜間福祉相談の試行を通じて、開庁時間帯に相談することができない人の相談を受け止め、できる限り早く相談窓口とつながることができ課題の解決に向けて動き出せるよう支援を行います。

### (3) アウトリーチ支援の拡充

#### 施策の方向性

「ヤングケアラー」やひきこもりなど困りごとを抱えながら自ら相談に行くことができない人、そもそも困っている実感がないなどといった顕在化しにくい課題を抱えている人がいます。

潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができるよう地域の見守り体制を強化するとともにアウトリーチ支援を拡充し、必要な人に必要なサポートが届くよう継続的な支援を行います。

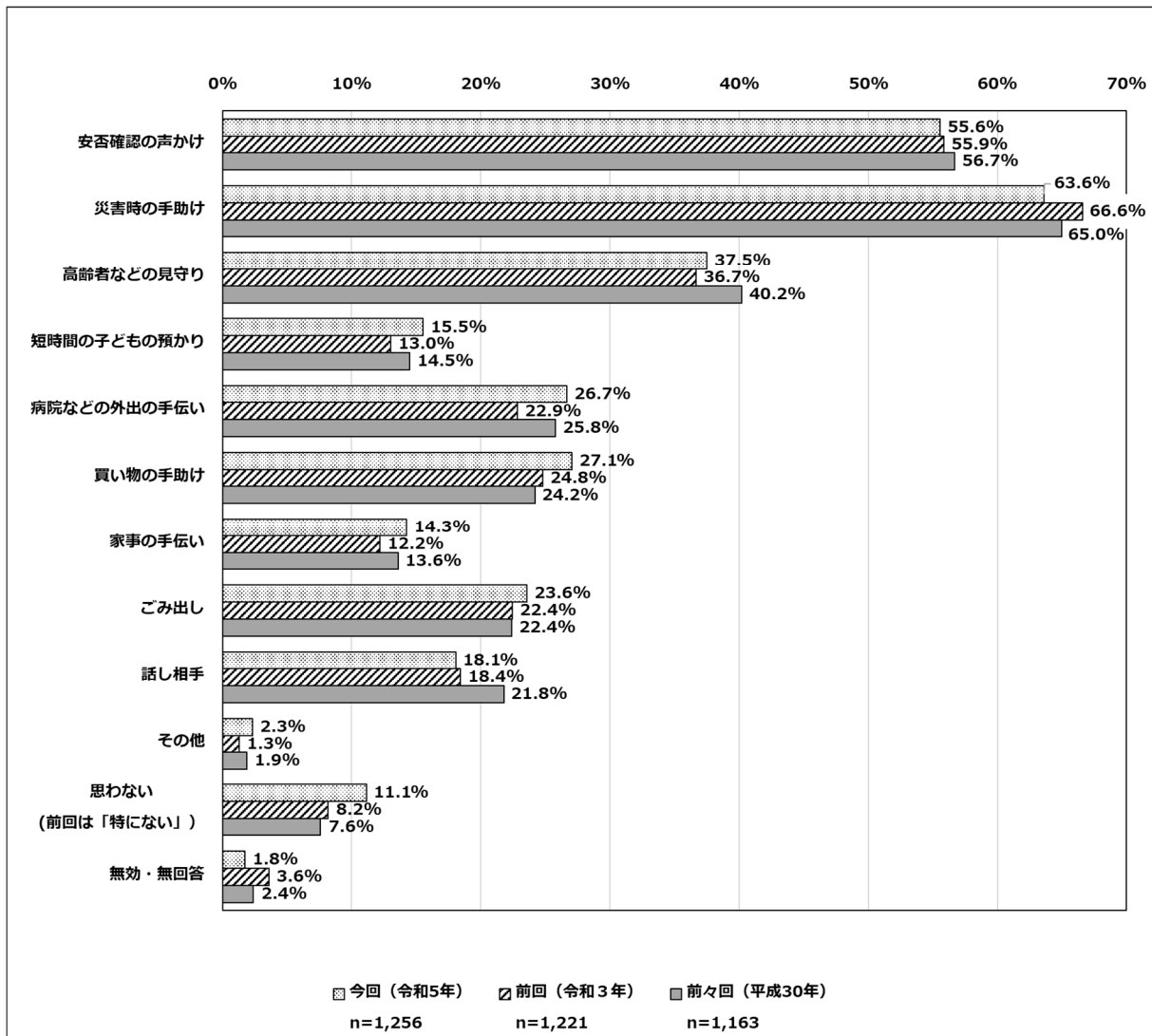
#### 現状と課題

制度のはざま、複雑・複合ケースの中には、支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していなかったりする場合があります。

そのようなケースの課題解決には相当の時間を要し、本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援が必要になります。

市民アンケート調査結果では、問22「自身や家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか。」という問いに対して「災害時の手助け」(63.6%)が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(55.6%)、「高齢者などの見守り」(37.5%)となっています。

《図表31》



また、地域別意見交換会では、「『8050問題』など、困っている実感がない人への対応が難しい。」という意見や「障害等専門的なケースワーカーを派遣してほしい。」という意見、市社会福祉協議会部会員からは「本当に困っている人はそもそも相談に行くことができないと言われているので、アウトリーチなどは必要不可欠と感じる。」という意見や「児童・学生と高齢者、障害者、生活保護者の『はざまに位置する子どもたち』をどう保護・支援していくのか。」といった意見がありました。

これらの結果から、潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができる地域の見守り体制の拡充や継続的な支援の実施が課題となっていると考えられます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 日頃の関わりの中で、困りごとを抱えている人に気づいたら、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政に連絡するよう促します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 他の福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政とともに困りごとを抱えている人を支えるための支援方法を検討します。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 横須賀あんしんセンターによる訪問、生活福祉資金など各種相談、民生委員児童委員活動などの中で気づいたケースについて、福祉施設・関係機関や行政とともに支援方法を検討します。
- ・ 各種福祉制度や相談窓口を周知するとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。

### ◎行政の取り組み

- ・ ひきこもりの人に対する家庭訪問、相談や就労準備等の継続的な支援を行います。
- ・ 地域の居場所づくりを進め、困りごとを抱えている人との接点を増やします。
- ・ 複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう、必要に応じて継続的な家庭訪問や医療機関への受診など同行支援をすることで本人との信頼関係やつながり形成に向けた支援を行います。



## (4) 権利擁護の取り組みの支援【横須賀市成年後見制度利用促進基本計画】

### 施策の方向性

虐待を重大な人権侵害として捉え、虐待を受けている人の属性に捉われることなく早期発見と迅速な問題解決に努めます。

また、病気、事故等による障害などの理由によってご自身で意思決定することに不安がある人の意思決定の支援や、決定された意思や権利の尊重、財産を守るための環境整備と、保護者や地域の支援者等への普及啓発を図り、担い手の支援を進めます。

各種相談窓口等との連携を推進し、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう権利擁護支援チームによる円滑な支援を目指します。

成年後見制度の法人後見支援事業について、現状を分析し、どうすれば整備できるかの検討を進めます。

### 現状と課題

病気、事故等による障害などの理由により、物事の判断が困難である人は、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい場合があります。また、ご本人の状態によっては、ご自身で意思決定をすることに不安を感じており、財産管理や契約などの手続をすることができない場合もあります。そのほか「8050問題」や「親亡き後」の問題など、親の高齢化や死亡に伴い、将来的に生活が困難になるおそれがあるという潜在的な問題を抱えている場合があります。

そういった権利擁護が必要な人を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度といった適切な支援につなげることができるよう専門職団体・関係機関が連携・協力する「協議会」を設置しています。

協議会の運営及び地域における連携・対応強化の推進役である「中核機関」を「よこすか成年後見センター」として「ほっとかん」に設置しています。

困りごとを抱えている人が必要としたときに支援を受けられる体制のさらなる強化が課題となっていると考えられます。

特に障害のある人については、自身の高齢化や障害の重度化、「8050問題」や「親亡き後」への備えなどのため、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。また、長期的な成年後見制度による支援を行うために、法人後見の環境整備も重要となっています。



## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 悩みや不安を一人で抱え込まず、相談できる人をつくります。
- ・ 悩みや不安を抱えている人がいたら、本人に断ったうえで福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政に連絡します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 支援が必要な人について、行政とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めます。
- ・ 地域住民を対象とした講演会を開催するなど、地域における仲間づくりを進めます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。
- ・ 市から事業を受託し、「横須賀あんしんセンター」において、権利擁護の担い手として市民後見人の養成と活動支援を行います。
- ・ 権利擁護についての情報発信を行うとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。
- ・ 判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に設置する成年後見センターが、電話や、面接・訪問などの相談支援を行います。本人の状態に応じて、日常生活自立支援事業又は成年後見制度を活用することにより権利擁護支援を適切に行います。
- ・ 虐待をしてしまう世帯の背景に寄り添い養護者と本人との家族関係を再構築していけるよう相談支援を行い、医療・介護サービスのほか、必要な制度の利用につながるよう関係機関と連携して支援します。

## (5)防犯・再犯防止に関する取り組みの推進【横須賀市再犯防止推進計画】

### 施策の方向性

地域団体や関係機関等と連携して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。とりわけ犯罪をした人等が、再び罪を犯すことなく社会に復帰できるよう、再犯防止や更生保護について地域の理解を深めるとともに、更生保護諸活動を行う民間協力者の活動を支援し、関係機関等と連携して、支援を必要とする人を適切な保健医療・福祉サービスにつなげ、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

「横須賀市の地域別刑法犯認知件数（地域支援部作成）」によると、本市における刑法犯の認知件数は、平成14年（2002年）の7,214件をピークに令和2年（2020年）には1,135件まで減少しましたが、令和4年（2022年）は1,479件に増加しています。また、本市における令和3年（2021年）の再犯者率は51.2%で、全国の再犯者率48.6%を上回っている状況にあります。

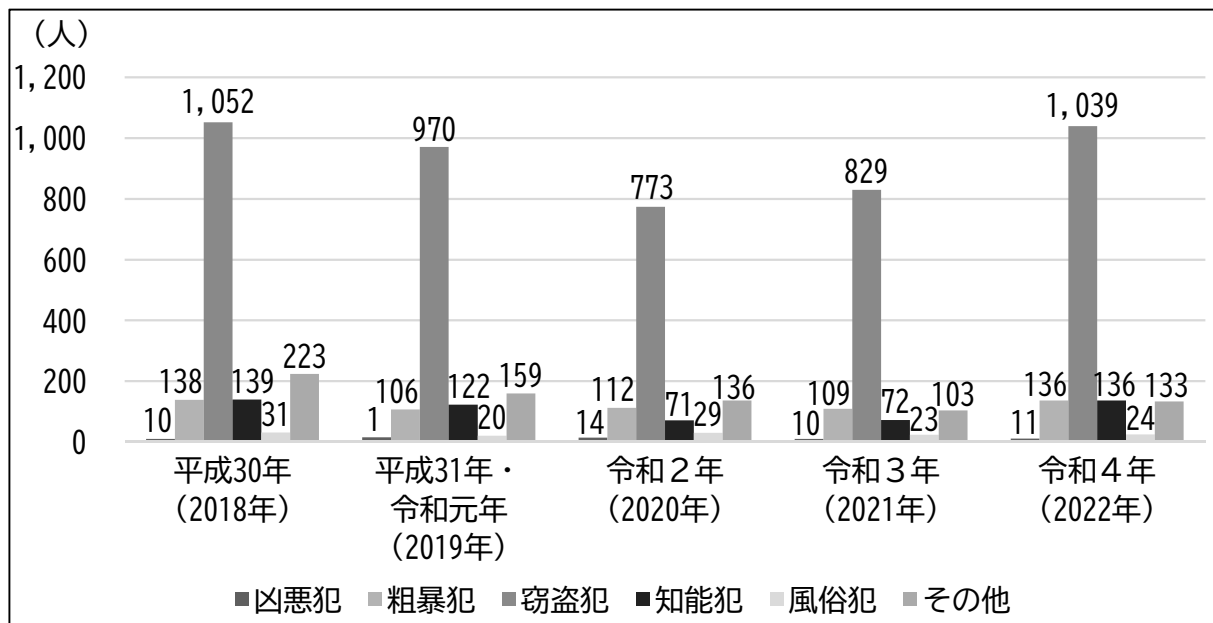
安全で安心なまちづくりのためには、地域の安全は地域で守るという基本的な認識の下、市や市民、関係機関等それぞれが役割を担い、連携及び協力を図りながら、防犯のための取り組みを進めることが重要です。

また、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がないなど、社会復帰後の生活がうまくいかず再犯に至るケースがあり、さらに高齢や知的障害、薬物依存など、困難な課題を抱えている人が多く存在します。

そのような人が再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげていくことが課題となっていると考えられます。

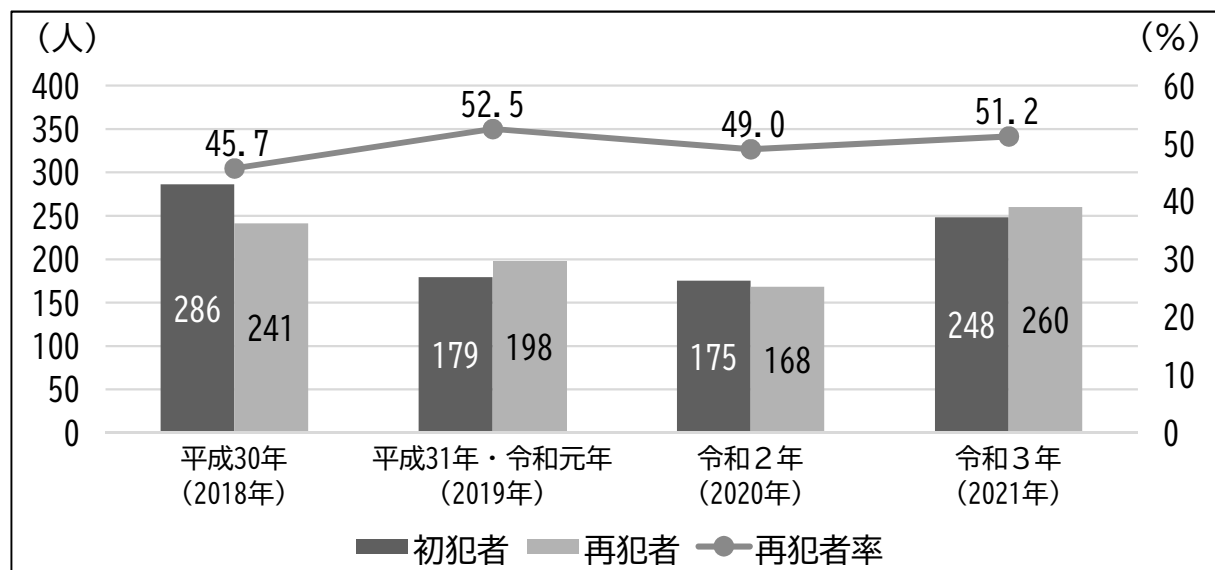
合わせて、地域の目が再犯を踏みとどまらせることにつながるので、温かい見守りを含めた防犯活動の継続も課題となっていると考えられます。

「図表32 横須賀市の刑法犯罪名別認知件数」



「図表33 横須賀市における初犯者・再犯者別刑法犯検挙人員数

及び再犯者率 (少年を除く)」



出所) 法務省東京矯正管区から提供された犯罪統計に関するデータを基に地域支援部作成

※横須賀警察署、田浦警察署、横須賀南警察署 (旧浦賀警察署) で横須賀市を管轄

## 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 防犯パトロールを行っています。
- ・ 青少年の非行防止パトロールを行っています。
- ・ 児童・生徒の登下校時等の見守り活動を行っています。



市内一斉防犯パトロールの様子

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 防犯パトロールを行います。
- ・ 青少年の非行防止パトロールを行います。
- ・ 児童・生徒の登下校時等の見守り活動を行います。
- ・ 犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の立ち直りを支え、安全で安心な地域社会を築くことを目指す“社会を明るくする運動”等に参加します。



“社会を明るくする運動”の様子

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 地域等において防犯・非行防止活動を実施します。
- ・ 横須賀保護司会、横須賀地区更生保護女性会の主催、または地区社会福祉協議会等と共催して“社会を明るくする運動”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 民生委員児童委員の支援と保護司の協力を得て、矯正施設出所後の生活の安定に向けた資金貸付の相談等に応じます。
- ・ 各地区において、横須賀保護司会等と連携して“社会を明るくする運動”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。
- ・ 市社会福祉協議会の保護司部会を通して横須賀保護司会の活動を支援します。

### ◎行政の取り組み

- ・ 横須賀市安全・安心まちづくり推進連絡協議会を設置し、地域団体、防犯関連団体、事業者、警察署、県、市等が連携・協働して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。
- ・ 警察署、関係団体、町内会・自治会の協力と参加を得て、防犯講演会等を開催します。
- ・ 本市全域の町内会・自治会等の団体を対象に、地域安全パトロール活動を活発化させ、自主防犯活動の中心的役割を担っていただくための「地域防犯リーダー」の養成講座を開催します。
- ・ 警察署と連携し、よこすか防犯あんしんメールの登録者のスマートフォンやパソコン等に、犯罪に関する情報をお知らせします。
- ・ 町内会・自治会等が設置する防犯カメラの設置費を補助します。
- ・ 地域における防犯パトロール等に対し、関係物品を支給・貸与します。
- ・ 青少年の非行防止のための繁華街等パトロールを実施し、非行防止講座を開催します。
- ・ 20歳までの子ども・青少年、その保護者からの非行防止に関する相談に応じます。
- ・ 本人、家族からの依存症に関する相談に応じます。
- ・ 横須賀市再犯防止対策連絡会議を設置し、住居、就労、入口支援、薬物等、再犯を防止するための課題や対策等について、関係機関・団体と共有し、連携強化を図ります。（平成31年度・令和元年度（2019年度）から）
- ・ 本市における更生保護の拠点である更生保護サポートセンターの設置（平成25年度（2013年度）から）、その他保護司活動に必要な場所を市が提供する等により、横須賀保護司会の活動を支援します。
- ・ 横須賀地区更生保護女性会の事務局を地域支援部市民生活課内に置き、活動を支援します。

- ・ 保護司や更生保護女性会会員の担い手不足が深刻化していることから、情報共有や連携強化を進め、人材の確保を支援します。
- ・ 保護観察所等の関係機関・団体と連携し、“社会を明るくする運動”、再犯防止啓発月間等の取り組みを通して、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。
- ・ 様々な課題を抱えた支援を必要とする人に対し、関係機関等と連携して、適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。
- ・ 犯罪をした人等を雇用し立ち直りを支える協力雇用主について、入札参加資格（格付け制度）に評価項目を追加します。（平成31年度・令和元年度（2019年度）から）

